

八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（業務）

【令和8年度業種追加・変更・希望順位変更用】

令和8・9年度における八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請の令和8年度業種追加・変更・希望順位変更の受付を下記の要領により行う（市役所分・市立病院分の受付を一元化して行う。）。

記

1. 受付対象業種（業務）

業 種	主な業務内容	コード
測量業務	測量一般、地図の調整、航空測量	5 1
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、建築設備設計、工事監理	5 2
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子	5 3
地質調査業務	地質調査	5 4
補償コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償	5 5

2. 資格要件

申請者は、次の各号に掲げる事項にすべて該当していること。

- （1）既に令和7年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （2）前項の他、本提出要領を全て確認した者であること。

3. 市内業者の定義

市内業者とは、次のすべての条件を満たすものをいう。

- ア 法人にあっては、八尾市内に登録簿上の本店があるもの。個人にあっては、八尾市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所を有しているもの。
- イ 建設業許可において、主たる営業所の所在地又は住所が八尾市内であること。
- ウ 八尾市に法人市民税又は住民税の納税義務のあるもの。

4. 申請業種

申請できる業種の数は、既に登録している工事と業務を併せて2業種以内。ただし、市内業者は、5業種以内。

※工事と業務を併せて申請する場合は、希望順位を記入すること。

5. 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月19日（金）まで **当日消印有効**

6. 申請方法

〔9. 提出書類〕に示す書類を、契約検査課契約係（工事担当）まで、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）で提出すること。なお、封筒の表面（宛名面）には宛先シートを貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

■提出先■

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）

※必ず受付期間内に提出すること。

※窓口直接持参しないこと。

7. 問合せ先

「八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）」

T E L : (直通) 072-924-3834

(平日8時45分から12時00分まで、12時45分から17時15分まで)

F A X : 072-996-1993

e-mail : shinseik89faq@city.yao.osaka.jp

8. 資格有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

9. 提出書類

「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」

No.	提出書類	様式		提出	参照	
-	宛先シート	指定様式	-	○	P2	
1	八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（業務）【令和8年度業種追加・変更・希望順位変更用】	様式1（業務追加変更）	原本	○	P3	
2-1	登録証明関係 （測量業務・建築関係建設コンサルタント業務） ※業種を追加・変更する業者のみ要提出	官公署発行 ※財務諸表のみ自由様式可	写し可	△		
2-2	登録証明関係 （土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務） ※業種を追加・変更する業者のみ要提出	官公署発行				
3	直前2年分の業務経歴書 ※業種を追加・変更する業者のみ要提出 ※申請業種に関する経歴に限り提出すること。	様式10	原本		P4	
4	申請書受領確認書（返信用はがき）	様式11（業務追加変更）	原本	△		

10. 提出書類作成上の注意事項

○宛先シート

封筒の表面に貼付すること。貼付しない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

No. 1 「八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書（業務）【令和 8 年度業種追加・変更・希望順位変更用】」

※記載例を参考にし、漏れなく記入すること。また、申請書に入力した項目はその他書類にデータを反映させているため、間違いのないよう入力すること。

ア 申請者は、本社・本店の代表者であること。

イ 印鑑は、代表者の実印（印鑑証明書と同じもの）を押印すること。

ウ 所在地について、登記簿上の住所と実際の住所が異なる場合は、実際の住所の上（郵便番号の上）に登記簿上の住所を（ ）書きで記入すること。

エ 申請する業種については、希望順に記入すること。

No. 2 - 1 「登録証明関係（測量業務・建築関係建設コンサルタント業務）」

業種	必要な書類	備考
測量業務	登録証明書	令和 7 年 8 月 4 日以降に発行されたもの
	<u>直前 1 年分の財務に関する報告書（測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類）の写し</u>	国土交通省に提出した報告書の写しを全て提出すること。
建築関係建設コンサルタント業務	登録証明書	令和 7 年 8 月 4 日以降に発行されたもの （※契約先が支社・支店等の場合は、申請者（本社・本店）の登録証明書も提出すること。）
	<u>直前 1 年分の財務諸表</u>	法人の場合 ・直前 1 年分の貸借対照表、損益計算書 個人の場合 ・直前 1 年分の貸借対照表、損益計算書 （税務署に提出した所得税の確定申告書（申告書 B）の写しでも可）
	<u>直前 1 年分の設計等の業務に関する報告書（建築士法第 23 条の 6、同法施行規則第 20 条の 3 に基づく書類）の写し</u>	（第一面）表紙 （第二面）業務の実績 （第三面）所属建築士名簿 上記書類の写しのみを提出すること

※登録機関申請後 1 年を満たず、「財務に関する報告書」又は「設計等の業務に関する報告書」がない場合は、登録機関に提出した登録申請書の写し（受付印のあるもの）を提出すること。

No. 2 - 2 「登録証明関係（土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務）」

業種	必要な書類	備考
土木関係建設コンサルタント業務	<u>直前 1 年分の現況報告書</u>	国土交通省の確認印を受けた副本の写しを提出すること。 ※申請業種に関する現況報告書のみを提出すること。
地質調査業務	※登録更新手続き中の場合は、国土交通省の受付印を受けた更新届の表紙の写しを合わせて提出すること。	
補償コンサルタント業務		

※登録機関申請後 1 年を満たず、各業種の「現況報告書」がない場合は、登録機関に提出した登録申請書の写し（受付印のあるもの）及び登録通知書の写しを提出すること。

No.3 「直前2年分の業務経歴書」※申請業種に関する業務経歴書のみを提出すること。

- ア 直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について20件程度、申請する業種別に記入すること。
- イ 原則として、官公庁発注業務を中心に、できるだけ業務内容がわかるように経歴を記入すること。

No.4 「申請書受領確認書（返信用はがき）」

はがき表面（宛名面）には商号又は名称及び所在地を記入の上、85円分の切手を貼り付け、はがき裏面には指定様式中の「申請書受領確認書」を必ず転写、又は、貼り付けて提出のこと。

なお、宛名は行政書士等のものでも可とするが、その際は申請者名（商号又は名称）が分かるように記載すること。

1.1. 申請にあたっての注意事項

- (1) 以下の項目に該当するものは、申請を無効とする。
 - ア 受付期間後に到達した場合
 - イ 指定の方法以外の方法で申請した場合
- (2) 各証明書類については、発行官公署の証明日が令和7年8月4日以降であること。なお、鮮明なものであれば、写しでも可とする。

1.2. その他の注意事項

- (1) 資格審査について
 - ア 提出書類に関し、虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、不備がある場合は、失格となることがある。
 - イ 資格審査に際し、問い合わせや別途資料の提出を求めることがあるため、申請書担当者欄には本申請についての問い合わせに対応できる者を記入すること。申請内容について確認事項がある又は提出書類に不備がある場合に、申請書担当者がこちらからの問い合わせに早急に対応しない場合、失格となることがある。
- (2) 審査結果について

令和8年4月1日以降に、[令和8年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿]を本市情報公開コーナー及び本市ホームページで公開するので、その掲載をもって審査結果の通知に代える。
- (3) 指名等について

審査の結果、有資格者となっても、資格有効期間中に指名等がない場合がある。
- (4) 提出書類等について

審査の結果に関わらず、提出された書類は一切返却しない。
- (5) 変更届の提出について

申請内容に変更が生じた場合は、本市ホームページを参照して遅滞なく変更届を提出すること。変更届を提出せずに行った入札等は無効となり、入札参加停止措置の対象となることがある。
- (6) 契約締結時について

契約を締結した時には、必ず労災保険の成立証明書等の提出が必要となる。

以上